

事務連絡
令和6年10月10日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

マイナ保険証への移行に伴う療養介護医療等における
医療保険の資格情報の確認方法について

障害保健福祉行政及びこども家庭行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

現行の健康保険証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、本年12月2日から新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとしています。

現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護医療並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療（以下「療養介護医療等」という。）に係る介護給付費並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給申請等の手続において、自治体側から申請者に対して、医療保険の資格情報について申請書に記入を求め、記入内容の確認に当たって、情報提供ネットワークシステムを通じた確認のほか、健康保険証の提示により確認する場合がありますと承知しているところ、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行後は、申請者による医療保険の資格情報の記入が難しくなることや、マイナ保険証の券面情報では医療保険の資格情報を確認することができないことから、下記のとおりお取り扱いの上、適正な手続の実施を図っていただきたく、御理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いいたします。

記

療養介護医療等に係る介護給付費等の支給申請等の手続における医療保険の資格情報の把握及び確認に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）又は条例に基づき、申請者又は支給

決定に係る児童（以下「申請者等」という。）のマイナンバーを利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて行うこと。

ただし、それぞれの自治体の実情に応じて、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等により確認を行うこととしても差し支えない。

また、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行後における医療保険の資格情報の確認方法について別紙のとおりまとめているため、参照いただきたい。

なお、本年 12 月 1 日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で 1 年間、従前のとおり使用することが可能であるため、それまでの間は、引き続き、健康保険証により確認することも可能である。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 03-5253-1111（内線 3046）

こども家庭庁支援局

障害児支援課 03-6861-0062

**【別紙】 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行後における
医療保険の資格情報の確認方法について**

第1 基本的な考え方

- 現行の健康保険証については、本年 12 月 2 日から新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することとしているため、公費負担医療の受給者認定の手續等において住民等の健康保険証を確認する手續がある場合には、健康保険証以外の方法により確認するなどの事務の見直しを検討いただく必要がある。
- 具体的には、健康保険証に記載されている医療保険の資格情報については、各医療保険者が中間サーバーに登録した副本情報から確認することができるため、引き続き、医療保険の資格情報を確認する場合には、情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバー情報照会によることが考えられる。
- また、マイナンバー情報照会の実施が難しい場合には、住民等のマイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、医療保険の資格情報を確認することが可能であるほか、医療保険者から各加入者に対しては、資格確認書が交付されるか、「資格情報のお知らせ」が発行されることとなるため、これらの書類により、医療保険の資格情報を確認することが可能である。
- なお、本年 12 月 1 日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で 1 年間、従前のおり使用することが可能であるため、それまでの間は、引き続き、健康保険証により確認することも可能である。

第2 各種方法の詳細

1 情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバー情報照会について

- データ標準レイアウトにおいて定義された事務手續（条例独自利用事務を含む。）については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により、必要な情報を照会することが可能である。
- 具体的には、情報提供ネットワークシステムに接続された各機関のシステムから情報照会を実施し（地方公共団体については、自治体中間サーバー接続端末からも情報照会が可能）、必要な情報を入手して事務を行うこととなる。この情報照会には、照会対象者全員のマイナンバーが必要である（仮に世帯員のマイナンバーが不明の場合は住基に照会する必要がある）。
- 実際の画面の流れ等については各機関のシステムによって異なることから、地方公共団体においては、当該システムの操作マニュアルや事務処理要領についてあらかじめ確認し、必要に応じて各自治体内の個人番号制度担当又は情報システム（IT）・デジタル所管部局とも連携いただくことが望ましい。また、番号利用法に基づく情報連携そのものについては、デジタル PMO による周知や e-ラーニング（総務省）等が参考とされたい。
- また、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の別表で規定される法定事

務並びに準法定事務については、各地方公共団体における条例の規定は不要であるが、番号利用法第9条第2項の規定により、以下①～③の事務又は連携を行うためには条例の規定が必要となることに留意いただきたい。

- ① 個人番号の独自利用を行う事務
- ② 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- ③ 番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- また、特定個人情報保護評価（PIA）や独自利用事務の情報連携の導入に必要なとなる手続への対応については、個人情報保護委員会のHPをよく確認いただきたい。

2 マイナポータルについて

- マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカードの所有者の保険資格情報を確認することができ、マイナポータル上で「端末に保存」を押すことで PDF にてダウンロードすることが可能である。なお、世帯員の保険資格情報を確認するためには、当該世帯員のマイナンバーカードが必要である。
- 地方公共団体の窓口においては、例えば、
 - ・ 住民本人のモバイル端末からマイナポータルにログインし、表示された保険資格情報を確認する
 - ・ 住民があらかじめ自身のモバイル端末からマイナポータルにログインし、保険資格情報を PDF でダウンロードしたものを確認するといった確認方法が考えられる。
- これらの場合、地方公共団体における窓口担当者の目視確認のみでも足りることとするか、当該画面を印刷した紙の提出を必ず求めることとするかについては、各制度の趣旨も鑑みて制度ごとに判断いただきたい。
- なお、マイナポータルの保険資格情報は本人確認書類とはならないことに留意いただきたい。

3 資格確認書、資格情報のお知らせについて

- 資格確認書は、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付する。ただし、当面の間、マイナ保険証を保有しない方等に対しては、申請によらず各保険者が交付する。資格確認書の有効期限は5年以内で、各保険者が定めることとしており、当該有効期限は資格確認書中に明記される。
- また、マイナ保険証を保有する方に対しては、各保険者より「資格情報のお知らせ」を送付する。なお、「資格情報のお知らせ」については、転職等により、保険者異動があるごとに各保険者が交付する。
- 公費負担医療の受給者認定の手続等においては、これらの書類（その写しを含む。）によって、本人及び世帯人の保険資格情報を確認することが可能である。
- なお、資格情報のお知らせは本人確認書類とはならないことに留意いただきたい。

(参考①) マイナポータル画面

三

マイナポータル 実証ベータ版



健康保険証

マイナナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日

令和4年12月24日

区分

被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別

登録なし

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

関連記録

📎 医療費

>

よくある質問

(※) 赤枠内の「端末に保存」を押し、ダウンロードできる PDF 画面が次ページ

(参考②) マイナポータルからダウンロードできる PDF 画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

(参考③) 資格確認書 (A4 用紙 ver.)

様式第九号(1) (第四十七条関係)

(裏面)

健康保険資格確認書

本人(被保険者)

年 月 日交付

記号	番号	番号	(枝番)
氏名			
性別			
生年月日	年	月	日
資格取得年月日	年	月	日
一部負担金の割合 発効年月日	割	年	月 日
有効期限			
保険者番号			
保険者名称	印		

(裏面)

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

(参考④) 資格確認書 (カード ver.)

様式第九号(3) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	年 月 日 交付					
記 号	番 号	(枝番)					
氏 名							
性 別							
生 年 月 日	年 月 日						
資格取得年月日	年 月 日						
一部負担金の割合・発効年月日	割 年 月 日						
有 効 期 限	年 月 日						
保険者番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
保険者名称							
		印					

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1 又は2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

様式第九号(5) (第四十七条関係)

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・^腎臓・^膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

(表 面)

本人（被保険者）		健康保険資格確認書	
記 号	番 号	年 月 日 交付	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			

印

(参考⑥) 資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です